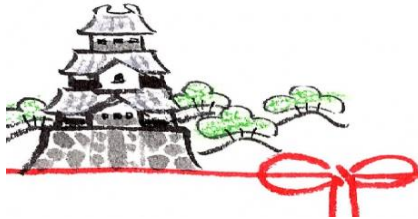


まつえファミリーサポートセンター 兄弟姉妹同時利用時の 利用料について



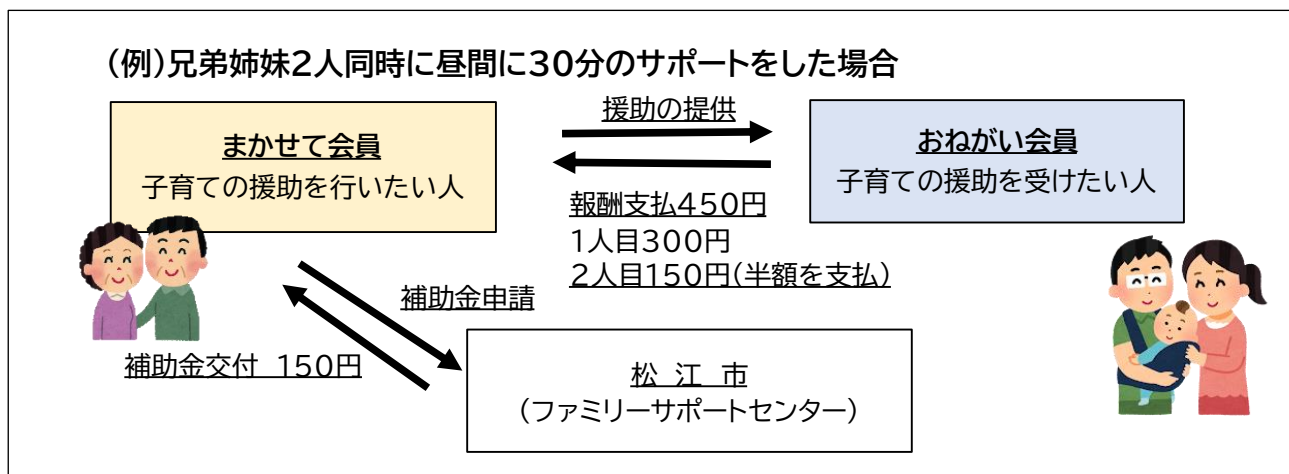
令和6年4月作成

1. まつえファミリーサポートセンター※を兄弟姉妹で同時に利用した場合の2人目以降の利用料が半額となります。(交通費、ミルク代、おやつ代等の実費負担分は対象外です)
2. 「まかせて会員」へは、利用料が半額となることで減収となる報酬額を、市から補助金として交付いたします。

※ファミリーサポートセンターとは、「子育ての手伝いをしたい」「子育ての手助けをしてほしい」という人たちが会員となり子どものお世話のお手伝いを行うシステムです。

変更内容

- 現行** ●兄弟姉妹同時にサポートした場合、1人当たりの利用料がかかる
- 変更** ●兄弟姉妹同時にサポートした場合、2人目以降の利用料は半額
●兄弟姉妹同時利用で半額となる部分を市が「まかせて会員」へ補助金交付



対象

令和6年4月1日以降に行った援助活動が対象となります。

補助金交付申請に必要なもの(まかせて会員)

- 兄弟姉妹利用報酬補助金交付申請書兼請求書(ファミリーサポートセンターにあります)
- 援助活動の報告(今までどおりです)
- 補助金振込先の通帳(初回のみ。申請者が口座名義人のもの)

補助金の申請期限

援助活動を行った年度の3月31日までに申請して下さい。
※数か月分をまとめた申請も出来ます。

補助金の申請場所

まつえファミリーサポートセンターに援助活動の報告を提出時に申請してください。



お問い合わせ先

まつえファミリーサポートセンター
☎(0852)32-0850

〒690-0045
松江市乃白町32-2
(松江市保健福祉総合センター内)